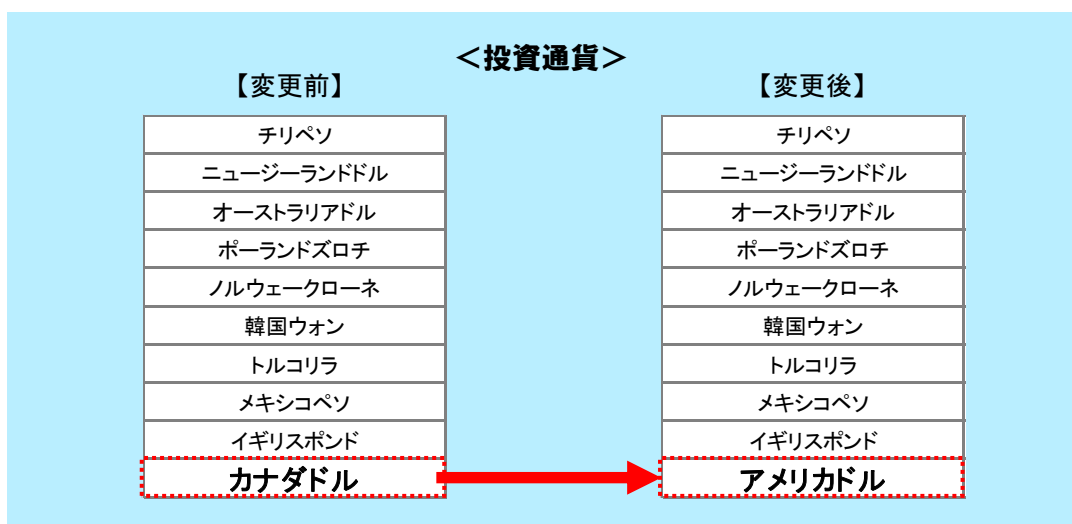


2016年4月11日

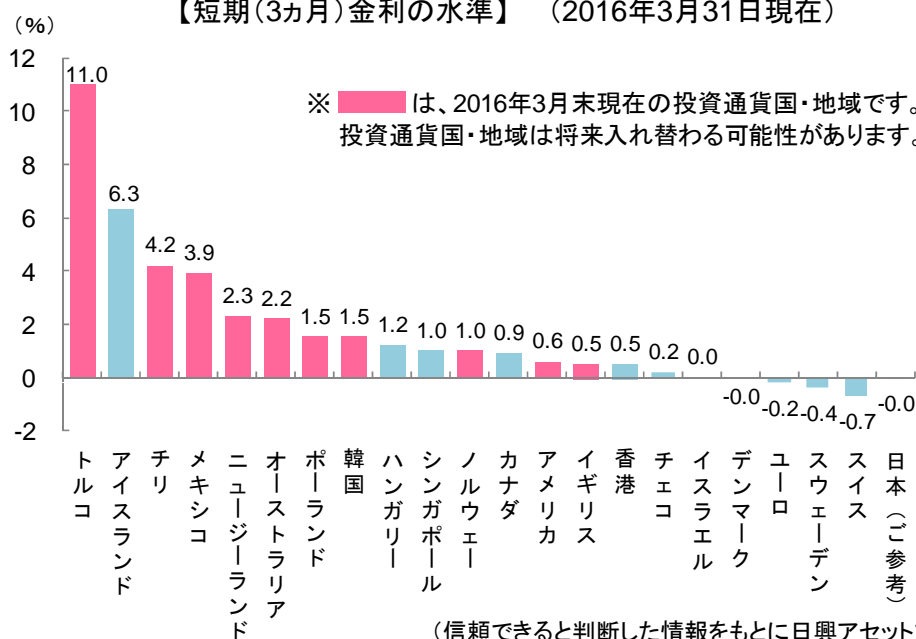
日興アセットマネジメント株式会社

## 「世界のサイフ」: 投資通貨の見直しについて

当ファンドでは、2016年3月に定期(3月、9月の年2回)の投資通貨の見直しを行ないました。その結果、カナダドルを除外し、アメリカドルを新たに組入れることと致しましたのでご報告いたします。



【短期(3ヵ月)金利の水準】 (2016年3月31日現在)



※上記の金利と実際の組入債券の金利水準は異なります。

※上記は切り捨てにて端数処理しています。

※上記グラフおよびデータは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものでも、上記の国・地域の債券を組入れることを約束するものでも推奨するものでもありません。

## ●投資通貨変更のポイント

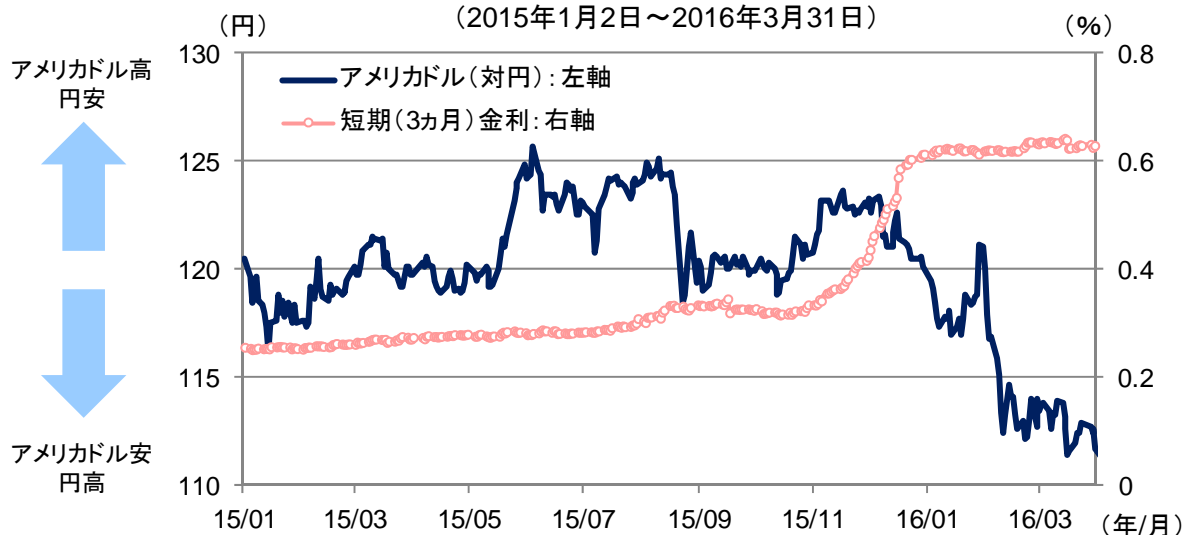
カナダドルを投資通貨から外す一方、アメリカドルを新たに投資通貨として組入れました。米国では、経済が堅調に成長しており、今後、追加利上げが想定される一方、カナダでは景気の弱含みなどを背景に、金利水準の上振れが見込みづらい状況にあるとみており、カナダドルに比べてアメリカドルの相対的な魅力度が高いと判断しました。

- ・米国は昨年末に9年半ぶりの利上げに踏み切り、2016年中はさらなる利上げが見込まれます。利上げペースは緩やかとなる見通しではあるものの、今後は他の先進国との金利差などから、アメリカドルへの上昇圧力が強まってくる可能性が高いとみています。
- ・米国では、労働市場の回復基調を背景に、消費が堅調な状況が続いており、引き続き、経済の成長を支えられと考えられます。

一方、カナダにおいては、原油価格の低下などを背景とした景気鈍化を受けて、金利が昨年以降、予想外に低下しました。加えて、中央銀行はGDP及びインフレ見通しの下方修正を続けており、政策金利は2016年を通じて据え置かれる見通しです。さらに、今後の経済状況次第では、資産買い入れなど追加の金融緩和策が実施される可能性も想定されることなどから、カナダドルについては、相対的な魅力度が低下したと判断しました。

以上

【アメリカドル(対円)と短期(3ヵ月)金利の推移】  
(2015年1月2日～2016年3月31日)



※上記の金利と実際の組入債券の金利水準は異なります。  
※信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成

上記は、当ファンドの主要投資対象「マルチカレンシーファンド クラスB」の運用会社である日興アセットマネジメントヨーロッパリミテッドからのコメントをもとに作成しています。

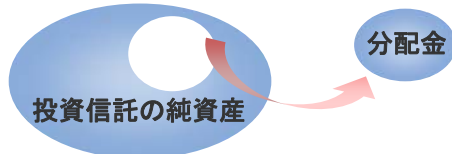
※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

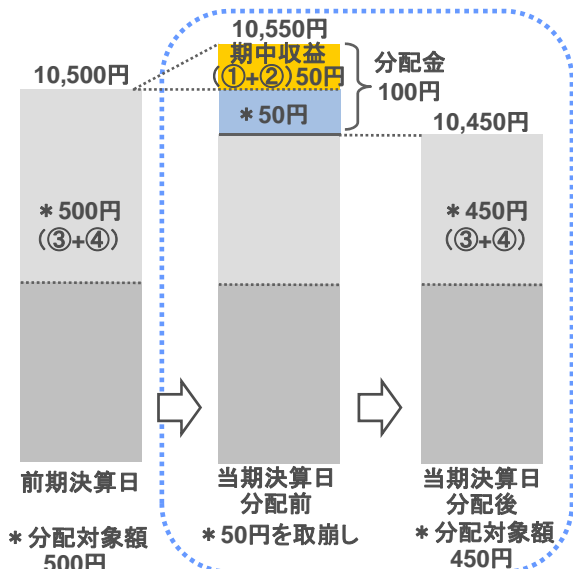
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



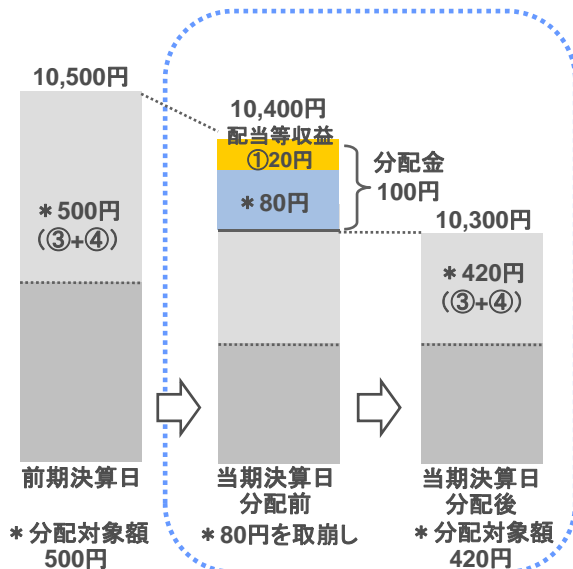
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



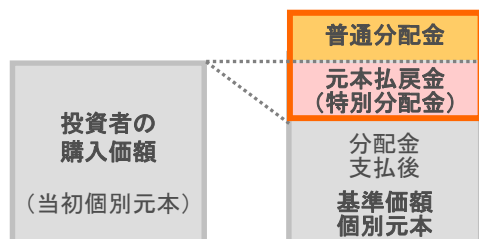
#### 前期決算から基準価額が下落した場合



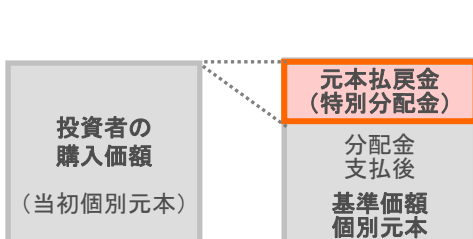
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ファンドの特色

- 1** 原則として、高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
- 2** 毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## お申込みに際しての留意事項

### ■リスク情報

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様にご帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

### 【価格変動リスク】【流動性リスク】【信用リスク】【為替変動リスク】

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※ ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### ■その他の留意事項

- 当資料は、投資者の皆様にご「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様にご帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。



## お申込メモ

- 商品分類 追加型投信／海外／債券
- ご購入単位 購入単位につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
- ご購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
- ご購入不可日 購入申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに当たる場合は、購入のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 信託期間 2026年10月13日まで(2006年12月15日設定)
- 決算日 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
- ご換金不可日 換金請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに当たる場合は、換金請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ご換金代金のお支払い 原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

## 手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

### <お申込時、ご換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料 購入時手数料率は、2.16%(税抜2%)を上限として販売会社が定める率とします。  
※ 分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

換金手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

### <信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

信託報酬 純資産総額に対して年率0.95605%(税抜0.90405%)程度を乗じて得た額が実質的な信託報酬となります。

当ファンドの主要投資対象である外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴ない、実質的な信託報酬率も変動します。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

その他費用 目論見書などの作成・交付にかかる費用および監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。

組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などについては、その都度、信託財産から支払われます。

※ 組入有価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことはできません。

※ 当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 委託会社、その他関係法人

- 委託会社 : 日興アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会
- 受託会社 : 三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- 販売会社 : 販売会社については下記にお問い合わせください。  
日興アセットマネジメント株式会社  
〔ホームページ〕 <http://www.nikkoam.com/>  
〔コールセンター〕 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第20号			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○		○
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○		
足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第217号			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第24号			
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第25号			
伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第18号			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○
いよぎん証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第26号			
永和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第43号			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○		
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第15号			
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第28号			
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	○		
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○		
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○		
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号			
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第21号			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○		
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○		
京都北部信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○		
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号			
近畿産業信用組合	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第270号	○		
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○		
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第25号			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第56号			
コザ信用金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第7号			
湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第57号			
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○		

次頁に続きます。

■当資料は、投資者の皆様へ「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

前頁から続きます。

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○		
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号			
札幌信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第19号			
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第223号			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○	
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号			
静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号	○		
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○	○	
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第158号			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○	
常陽証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1771号	○		
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
須賀川信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第38号			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第46号	○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○		
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第237号			
高山信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第47号			
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第67号			
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第30号			
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第169号	○		
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第259号			
鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第41号			
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第70号			
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第179号	○		
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第68号			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○		
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○		
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第268号			
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第71号	○		
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第72号			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○		
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第58号			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○	
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
浜松信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第61号			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○	
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第81号	○		
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第196号			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○	
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○		
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○	○	
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第24号	○		
福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第50号			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○		
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○	○	
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第36号			
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○	
宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第52号			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○		
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第39号			
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第88号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○

(50音順、資料作成日現在)

■当資料は、投資者の皆様へ「世界のサイフ」へのご理解を高めたいことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。